

コーポレートガバナンスコード原則3-2実態調査（監査懇話会会員企業）

企業名		
	原則3-2(適切な対応を行うべき)	事業報告における「解任または不再任の決定方針」についての開示
D社		「会社法第340条第1項各号に該当する場合」 「上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合」
E社 (逐条記載方式)	当社は、十分な監査日程の確保や、外部会計監査人とCEO、CFO、経理担当役員、監査等委員会、社外取締役、経理部門、内部監査部門それぞれとの意見・情報の交換を通じた外部会計監査人との連携体制を整備するなど、外部会計監査人の適正な監査の確保にあたり適切な対応に努めております。	「会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合」 「また、監査等委員会が、その他重大な支障があると判断したとき」
F社		「会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の実施に関する体制を考慮して決定」
G社 (2016. 6監査法人変更)		「会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合」 「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」
H社		「監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるとき」 「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」
I社		「会計監査人の職務の執行に支障がある場合」 「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」
J社		「会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合」 「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」
K社		「会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合」 「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」
L社		「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」 「上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して」
M社		「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」 「上記の場合のほか正当な理由がある場合」
N社		①会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、解任することがある。 ア. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき イ. 会計監査人としてふさわしくない行為があったとき ウ. その他上記に準ずることがあるとき ②上記の他、監査の質の向上を図るためなど、必要に応じて不再任とすることがある。

コーポレートガバナンスコード原則3-2実態調査（懇話会会員企業以外での特徴ある事例）

企業名	原則3-2(外部会計監査人の選任・解任)	事業報告における「解任または不再任の決定方針」についての開示
A社	資料2参照	「会計監査人の職務の執行に支障がある場合」 「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」
O社 (逐条記載方式)	当社では、外部会計監査人は、専門的かつ独立した立場から開示情報を監査し、財務情報に信頼性を付与することで、開示情報の信頼性を担保する役割を担う者として、株主や投資家に対して責務を負っているものと認識しています。 この考えに基づき、当社は、外部会計監査人に対して、開示情報の信頼性を担保し得る専門性と独立性を求めるとともに、外部会計監査人の適正な監査が行えるよう監査役会や経理部門等の関連部門と連携し、適正な監査日程や適切な監査体制を確保しています。 また、常勤監査役が、当社事業や監査等の個別テーマについて、必要に応じて外部会計監査人と意見交換を行っております。	
P社		「会計監査人に、重大な法令違反や監査品質の著しい低下などの、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合」
Q社		「当社会計監査人評価基準等に従い、会計監査人を総合的に評価し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合」 「会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合」
R社		「会社法第340条第1項各号に定める場合のほか」 「監督官庁から監査業務停止処分を受けた場合その他会計監査人の監査能力、専門的知見、信用力、監査報酬、継続監査年数、当社からの独立性、当社との利害関係、法令の遵守状況等を総合的に勘案して適正な監査の遂行が困難であると認められる場合」
S社		「会計監査人が下記のいずれかに該当し、解任が妥当であると、監査役全員が同意した場合」 ・会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合 ・会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合」 「また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性、専門性などの観点から、適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合」
T社 (2016.6監査法人変更)		「会社法第340条第1項各号に該当すると判断する場合」 「会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認める場合、又は法令に違反する、公序良俗に反する、監査契約に違反する、もしくは監督官庁から処分を受けるなど、会計監査人としての信頼性や適格性に疑義が生じる事態が生じた場合」
U社 (2016.6監査法人変更)		「監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合」 「監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合」
V社 (2016.6監査法人変更)		「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」 「上記の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合」
W社 (2017.6監査法人変更)		「会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合」 「監査役会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合」